

高山村教育委員会委員 林嘉彦さん再任

本年9月30日をもって教育委員の任期満了となった林嘉彦さんが、9月定例議会の同意を得て、再任されました。教育委員会の構成は次のとおりです。

教育長	山口 廣
教育長職務代理者	飯塚岩夫
委員	奈良夕子
委員	林 嘉彦
委員	千嶋 恵



▲林嘉彦さん

固定資産評価審査委員の 選任について

9月30日をもって任期満了となりました固定資産評価審査委員に佐藤章彦さんが再任されました。



▲佐藤章彦さん

献血のお知らせ いのちを救う愛の献血にご協力ください！

期日 令和7年11月20日(木) 場所 高山村役場
時間 9:30~12:00 大会議室(受付)

※注意点等

- ・本人確認を実施していますので、ご自身を証明できる書類の提示をお願いいたします。
- ・400ml献血にご協力をお願いいたします。
- ・お薬(尿酸値の薬・血圧の薬・コレステロールの薬・アレルギーの薬)を飲んでいても献血可能です。ただし、一部の薬を除くため、献血当日にお薬の名前がわかるものをお持ちいただき、検診医にご相談ください。



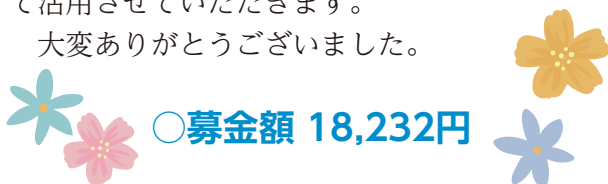
善意のお気持ちに 感謝いたします

9月19日(金)、東広場において、チャリティーゲートボール大会が開催されました。

大会にご参加された総勢25名の皆さまより尊い寄付金が寄せられました。

温かい善意のお気持ちに感謝申し上げ、高山村地域福祉向上発展に寄与するための浄財として活用させていただきます。

大変ありがとうございました。



赤十字活動資金へのご協力 ありがとうございました

日本赤十字社高山村分区では、毎年、行政区を通じて日本赤十字社の活動資金(社費)の募集を行っております。

令和7年度は、皆さまのご協力により**477,000円**集まりました。心より感謝申し上げます。

この資金は、国内外の災害救援活動、復興支援をはじめ、献血事業、救急法等講習会の開催など、さまざまな人道的活動に役立てられます。

今後とも赤十字活動にご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日本赤十字社高山村分区(住民課)

道路の通行に支障のある樹木の剪定や伐採のお願いです！

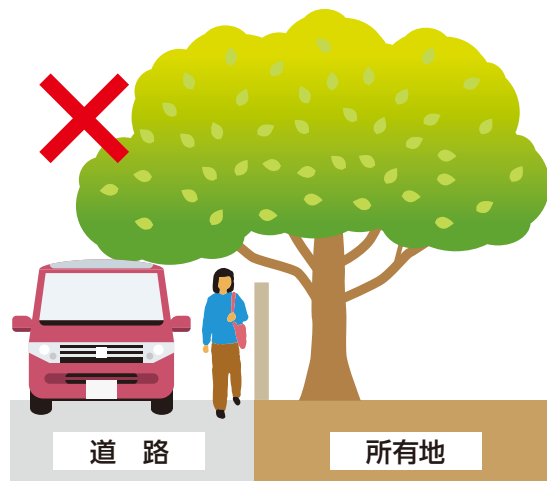
ご自宅の樹木の枝等が道路にはみ出していないですか？

自動車や自転車、歩行者等の通行の支障となるだけでなく、視界をさえぎり事故の要因となる可能性がありますので、今一度所有地を見回りしていただき、適正な管理をお願いします。

道路にはみ出した樹木等には次のような危険が考えられます。

- 標識やカーブミラーの妨げになり、交通事故が起こる可能性があります。
- 枝等が落ちて歩行者にけがをさせたり、通行する車両に枝等が当たって車が傷ついたり、折れた枝が道路上に散乱する可能性があります。

これらが原因で交通事故等が起きた時は、樹木等の所有者の責任が問われることがあります。交通事故を未然に防ぎ、安全にかつ、安心して道路を利用できるよう、皆様のご協力をお願いします。



《お問い合わせ先》 高山村役場 建設課 建設係 ☎0279-26-7950(直通)

高山村過疎地域持続的発展計画(案)の パブリックコメントを募集します

令和3年4月1日に「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、令和2年の国勢調査の結果により、令和4年度から高山村全域が過疎地域に指定されたことに伴い策定した「高山村過疎地域持続的発展計画」の計画期間が今年度をもって終了するにあたり、同計画を見直し、引き続き地域の持続的な維持および発展に向けた施策を包括的に推進していくため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした「高山村過疎地域持続的発展計画(案)」の策定作業を進めています。

計画の策定にあたり、皆さまのご意見を募集するためパブリックコメントを実施します。

- **募集期間** 10月31日(金)から11月18日(火)
- **対象** 村内に在住、または勤務する人
村内に事業所を有するもので村に納税義務を有するもの
- **閲覧場所** 役場地域振興課窓口または村のホームページ
※下記の二次元コードからも閲覧できます。
- **提出方法** 閲覧場所に用意してある様式に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法で提出してください。
※様式は村ホームページのトピックス欄からダウンロードできます。



◀高山村過疎地域
持続的発展計画(案)

《提出・お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課
☎0279-26-7944(直通)
FAX 0279-63-2768 Mail : info@vill.takayama.gunma.jp

社会福祉協議会一般会費のご納入ありがとうございました

社会福祉協議会では、地域福祉活動推進を中心として村民福祉のニーズに応えるべくさまざまな各種事業を推進しております。

村民皆さまからいただきました一般会費1,002世帯(500円：870世帯、1,000円：132世帯)総額567,000円につきましては、高齢者在宅福祉・障がい者福祉・地域福祉など幅広く社協事業全般に活用させていただきます。

ご協力いただきました村民皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、お世話をしてくださりました区長さん、隣保班長さんに深く感謝申し上げます。

今後とも、会費の趣旨をご理解いただき、社会福祉協議会の活動に対し、温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

高山村社会福祉協議会では、下記のように事業展開し、貴重な会費を財源として活用しております。

●事業概要

- ①当協議会の健全な経営および運営に努め、組織強化と財政基盤の確立を図る。
- ②地域福祉事業については、良質なサービスの提供と自立生活確保のための総合的支援を行う。
- ③各種福祉7団体(老人クラブ連合会・遺族会・母子寡婦会・ボランティアいぶき・更生保護女性会・身障更生会・シルバー人材センター)の指導援助、連絡調整等を行う。
- ④住民や福祉関係者等とともに地域福祉の課題、生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする方に無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。
- ⑤福祉関係団体が開催する研修会等に積極的に参加・協力し、地域福祉の向上に努める。
- ⑥民生委員児童委員協議会の運営および連絡調整等を行う。
- ⑦通所介護事業所(地域密着型デイサービス)の運営を行う。
- ⑧成年後見制度に関する事業を行う。

●重点事業

【高齢者在宅福祉対策事業】

- (1)福祉有償運送サービス事業の拡充
- (2)高齢者の生きがい対策事業の推進
- (3)いきいきサロン事業の拡充
- (4)配食サービス事業と見守り活動の拡大
- (5)福祉サービス利用援助事業の推進
- (6)高齢者移動支援事業の実施
- (7)通所介護事業所の運営

【障がい者福祉対策事業】

- (1)障がい者生活支援の実施
- (2)各種団体への協力

【要援護対策事業】

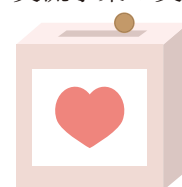
- (1)生活福祉資金の貸付事業の推進
- (2)歳末慰問(一人暮らし高齢者・在宅療養者・要保護・準要保護者)
- (3)日常生活自立支援事業の推進
- (4)生活困窮者自立支援事業の推進
- (5)ふくし総合相談支援事業の実施
- (6)成年後見制度に関する事業の実施

【地域福祉対策事業等】

- (1)福祉まつりの開催
- (2)戦没者追悼式の実施
- (3)チャリティーグラウンドゴルフ大会の実施
- (4)各種福祉団体への助成および支援
- (5)共同募金運営運動への協力・推進
- (6)一人暮らし高齢者とボランティアの交流事業の実施
- (7)福祉車輛・車椅子の貸出事業
- (8)生活支援体制整備事業の推進
- (9)買い物支援事業の実施
- (10)地域交流の推進

【受託事業】

- (1)シルバー人材センターの運営事業
- (2)紙おむつ給付事業
- (3)寝具等クリーニング利用券支給事業
- (4)民生委員・児童委員会事務局事業
- (5)福祉バス運行業務事業



簡単・便利な
eL-QRの
キャッシュレス納付をご利用ください




LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

難病患者の方に見舞金を支給します

高山村では難病患者の方とご家族の福祉の増進を図ることを目的に、見舞金を支給しています。

●見舞金を受給できる方

12月1日現在において患者または保護者であり、高山村に住民登録されていて、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 群馬県が実施する特定医療費(指定難病)の給付を受けている方
- (2) 群馬県が実施する小児慢性特定疾病医療の給付を受けている方
- (3) 群馬県が実施する先天性血液凝固因子障害医療の給付を受けている方

●受給の申請

見舞金を受給したい方は、保健みらい課に申請書を提出してください。

●支給の決定

見舞金支給申請書を受取り、内容を審査のうえ可否を決定し、申請された方へ通知いたします。

支給決定後、速やかに見舞金の支給を行います。

●見舞金の額

年額36,000円

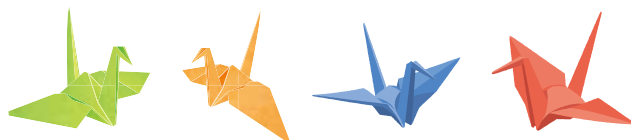
●申請の期間

令和7年12月1日から12月15日まで

●保健みらい課窓口に持ってきていただくもの

- ・各医療の受給者証
- ・振込先になる通帳

※昨年度に支給を受けた方には、11月下旬頃にご自宅へ申請書をお送りしますので、今年度の申請がございましたら、受給者証を持参のうえ、保健みらい課へ申請してください。



《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

高山村食生活改善推進員になりませんか？

食生活改善推進協議会(食改推)は『私たちの健康は私たちの手で』をスローガンに、食を通じた健康づくりを目的に活動しているボランティア団体です。高山村では現在34名の食生活改善推進員が活動しています。

「食生活改善推進員養成講座」で健康づくりや食について学び、講習を修了すると、食生活改善推進員としてボランティア活動を行うことができます。

仲間と一緒に食による地域の健康づくりがしたい方、食改推に少しでも興味がある方、お気軽にお申込みください。第1回目以降の詳細は回覧のチラシをご覧ください。

	日程	内容	服装	場所
第1回	11月12日(水) 10時~12時	・開講式・オリエンテーション ・「食生活改善推進員について」 ・運動講習	運動ができる服装	高山村保健福祉センター

- 対象 高山村住民(男女問わず)
食生活改善推進員となってボランティア活動ができる方
- 受講期間 令和7年11月12日~令和8年3月27日(金)(全9回)
- 参加費 無料
- 定員 20名
- 申込み締め切り 令和7年11月10日(月)



《申込み・お問い合わせ先》 高山村役場保健みらい課(高山村保健福祉センター) ☎0279-63-1311
または食生活改善推進員まで

認知症サポーター養成講座を開催します！

『認知症サポーター』とは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。講座では、認知症の症状や認知症の人への接し方について学びます。

- **日時** 令和7年11月26日(水)
午後2時～午後3時30分
- **場所** いぶき会館 3階 多目的ホール
- **対象** 村内在住・在勤・在学の方
- **参加費** 無料
- **申込み** 11月25日(火)までに、保健福祉センターにお申込みください。



《お申込み・お問い合わせ先》 高山村保健福祉センター(地域包括支援センター担当) ☎0279-63-1311

令和7年9月末 住民基本台帳登録人口しらべ 男・女別

行政区	男	女	計	世帯数
原	209	181	390	153
本宿	170	175	345	142
新田	230	250	480	203
五領	120	103	223	95
判形	243	268	511	217
役原	73	71	144	62
関田	103	92	195	86
戸室	89	101	190	69
火の口	49	42	91	37
北之谷	73	70	143	57
熊野	70	69	139	63
梅沢	101	104	205	95
梅沢 (おもてなし)	44	46	90	90
茶屋ヶ松	24	33	57	32
老人ホーム	20	24	44	44
合計	1,618	1,629	3,247	1,445
高山村大字中山	1,161	1,184	2,345	1,071
高山村大字尻高	457	445	902	374

令和7年9月30日

〈高山村ガイドボランティアの会 企画〉 子持山に登ってみよう

- **日時** 令和7年11月8日(土)
午前8時45分～午後2時30分
(終了時間は進行状況により前後します)
- **集合** 午前8時45分 道の駅「中山盆地」北側駐車場
- **出発** 午前9時00分
- **定員** 20名(定員になり次第受付を終了します)
- **用意するもの** 昼食・飲み物・登山靴・杖・鈴など

※誘導車を先頭に各自の車で県立ぐんま天文台の駐車場まで移動し、登山口から約1時間半かけて頂上を目指します。(車の移動には乗り合わせにご協力ください。)

《お申込み・お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

広報たかやま10月号の誤表記について

広報たかやま10月号表紙の「タイトル」に、以下のとおり誤りがございました。謹んでお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

誤 先人に
正 先人の